

# 令和5年度3月補正予算（先議）に係る新規及び主要事業説明資料



会計名	一般会計	事業	物価高騰低所得世帯支援 給付金給付事業			担当課	福祉課
事業実施期間	令和5年度	款	3	項	1	目	1
令和5年度		令和4年度			令和3年度		
予算額		決算額			決算額		
円		千円			千円		
令和5年度 補正予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)						
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他
104,309千円	104,309						

## ○事業の目的・効果

物価高騰等による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対して給付金を支給する。また、令和5年度における住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童に給付金を支給する。

## ○事業の内容

- 1 物価高騰低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）
  - (1) 給付対象世帯（700世帯（見込））
 

基準日（令和5年12月1日）において、本市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯。  
※住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く
  - (2) 給付額
 

1世帯当たり 100,000円
  - (3) 給付時期
 

課税情報を基に令和6年3月中旬に確認書を送付予定。確認書の返送後速やかに支給する。  
令和5年1月2日以降の転入世帯については、申請により決定後、支給する。
  - (4) 申請期限
 

令和6年8月31日
- 2 こども加算（住民税均等割のみ課税世帯）
  - (1) 給付対象児童（160人（見込））
 

物価高騰低所得世帯支援給付金受給者のうち18歳以下の児童
  - (2) 給付額
 

18歳以下の児童1人当たり 50,000円
  - (3) 給付時期
 

物価高騰低所得者支援給付金受給世帯に対し通知書を送付し、支給する。
  - (4) 申請期限
 

令和6年8月31日
- 3 こども加算（住民税非課税世帯）
  - (1) 給付対象児童（480人（見込））
 

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金受給者のうち18歳以下の児童

(2) 給付額

18歳以下の児童1人当たり50,000円

(3) 給付時期

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金受給世帯に対し通知書を送付後、支給する。

(4) 申請期限

令和6年8月31日

## ○積算根拠

### 【歳出】

事務費 2,309千円

会計年度任用職員報酬 264千円、時間外勤務手当 750千円、消耗品費 300千円

印刷製本費 250千円、郵送料 213千円、電話料等 200千円、振替手数料 123千円

情報機器等賃借料 209千円

事業費 102,000千円

物価高騰低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯） 70,000千円

100,000円×700世帯=70,000,000円

こども加算（住民税均等割のみ課税世帯） 8,000千円

50,000円×160人=8,000,000円

こども加算（住民税非課税世帯） 24,000千円

50,000円×480人=24,000,000円

### 【歳入】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 104,309千円

給付金・定額減税一体支援枠事務費 2,309千円

給付金・定額減税一体支援枠事業費 102,000千円